

みんなが暮らしやすい社会へ。

# 障害者差別解消法

平成28年4月から、障害者差別解消法がスタートしました。この法律は、国や市役所などの行政機関、会社やお店などの民間事業者などにおける、障がい者を理由とした差別をなくし、障がいのある人となない人が共に暮らす社会をつくることを目指して制定されました。この法律では、「不当な差別的取り扱いをすること」と「合理的配慮を提供しないこと」を差別として定めています。

## 不当な差別的取り扱いとは

障がいを理由として、商品やサービスの提供を拒否したり、場所や時間帯などを制限したり、障がいのない人には付けない特別な条件を付けたりすることです。

例えば…

- お店に入ろうと思ったら、車いすであることを理由に入店を断られた
- 障がいがあると伝えたら、アパートを貸してもらえなかった



## 合理的な配慮の提供とは

障がいのある方から何らかの配慮を求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。

例えば…

- 段差がある所で、車いすの人の手助けをする
- 視覚障がいのある人に資料を読み上げたり、聴覚障がいのある人に手話や筆談で対応する

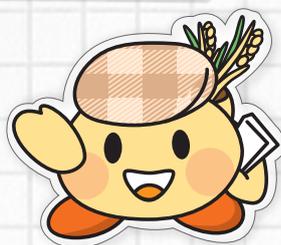


## 私たちにもできること

- 点字ブロックの上に自転車などの障害物を置かない
- 困っている方がいたら、協力を申し出る
- 必要がないのに「障がい者用駐車スペース」に車を停めない
- 優先席の近くでは携帯電話の電源を切る



市は、障がいのある方への職員対応要領を作成しました。市ホームページに掲載しているので、ぜひ見てください



差別のない社会を目指すためには、行政や民間事業者だけでなく、市民の皆さん一人一人が障がいへの理解を深め、行動することが大切です。決して難しい事ではありません。誰にでも、今からできる事があります。

誰もが暮らしやすい社会を作るため、まずは障がいのある人に関心を持って、「何に困っているのだろう」と考えてみませんか。私たち一人一人の小さな配慮で、誰もが共に生きる社会づくりをしていきましょう。

問合せ  
市福祉課障がい者福祉グループ